

障害者施設における 防災計画作成指針の改定について

2025年11月28日
石川県健康福祉部障害保健福祉課

改定の考え方について

- 平成24年度に県が改定した防災計画作成指針は**業務継続の観点**が不足しているため、今回の改定で国の事業継続計画（BCP）ガイドラインの内容を踏まえたものにする。
- さらに、能登6市町の福祉施設へアンケート調査を実施し、**今回の災害における課題や事例等を検証**し、その**課題等に対応した内容を加え**、新たな防災計画作成指針とする。

現行

主に発災初期に利用者を適切に避難させるなど
「身体・生命の安全確保」等を目的とした計画

今回改正内容

利用者や職員の「身体、生命の安全確保」に加え、
**重要（優先）業務の継続や、早期復旧を図る観点を盛り込み、
災害時において、より実効性のある計画とする**

- 国ガイドラインの内容を踏まえた業務継続計画の作成ポイントを明文化
- 能登半島地震を踏まえ、災害対応力のある人材の育成、利用者や被災者を受け入れる施設としての機能強化などのポイントを各該当箇所に追加

改定案の構成について

現行指針	改定案
第1章 はじめに 1 防災計画について 2 防災計画の作成に当たって	第1章 はじめに 1 防災計画について 2 業務継続計画（BCP）について 3 BCPを踏まえた防災計画作成のポイント
第2章 平時の災害対策（災害予防） 1 災害の想定 2 災害の発生に備えて 3 体制整備 4 避難場所・避難経路の設定 5 家族等への引き渡しの準備 6 防災訓練の実施 7 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築	第2章 平時の災害対策（災害予防） 1 基本方針と体制整備 2 災害リスクの把握 3 体制整備と通信手段の複数化 4 施設・設備・ライフライン対策 5 備蓄・物資管理 6 優先業務と再開目標時間 7 避難計画と判断基準 8 応援職員の受入れ体制 9 資金手当て・補助制度の確認 10 家族等への引き渡しの準備 11 研修・訓練の実施 12 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築
第3章 地震への対応 第4章 津波への対応 第5章 風水害・豪雪への対応	第3章 災害発生時の対応 1 BCPの発動と重要業務の継続 2 地震への対応 3 津波への対応 4 風水害、雪害への対応
第6章 災害発生時のこころのケア 第7章 避難所としての対応	第4章 災害発生時のこころのケア 第5章 福祉避難所としての対応

※赤字部分については、現行指針の記載に加えて、国ガイドライン及び委員意見等の内容を盛り込む。

第1回委員会の議論

災害時の代替通信手段の確保

- 被災時、多くの施設が通常の通信手段が利用できなかった。
- 情報が入らないと施設は孤立状態になり、対応の遅れとなるため、通信手段の確保は重要

災害時情報共有システムの活用

- 災害時情報共有システムに入力できる人材の育成が課題
- システムを活用した訓練を行う際に、通信が途絶えた場合など幾つかのパターンを想定しておく

業務継続のための現状分析

- 自施設で「事業継続」が可能であるか「現状分析」を行うことが重要

指針に新たに記載する内容

災害時の情報共有方法として、代替通信手段の確保、既存の「災害時情報共有システム」の活用と訓練の必要性について新たに記載

〈記載内容〉

- 通常の通信手段が使用不可の事態に備え、代替通信手段を準備すること。また、停電など電気使用不可の状況を想定し、持ち運び可能な小型の蓄電池（ポータブル電源）もあわせて準備しておくこと。
- 代替通信手段は、インターネット回線も使用可能な可搬型衛星インターネット設備等が望ましい。
- 「災害時情報共有システム」への入力は、可能な限り早期入力を行う。
- システム入力の習熟を高めるため、複数のパターンを想定した訓練の実施や、行政が実施する入力訓練への積極的参加を行うこと。
- 災害時において、①建物・設備等の状況、②ライフラインの状況、③物資備蓄の状況、④職員の出勤状況、の把握を速やかに行い、自施設が事業継続可能かどうかの評価を行うことが重要。その上で、外部への応援要請等の情報発信を迅速にできるよう、平時より準備しておくことが望ましい。

第1回委員会の議論

外部応援職員の受入体制の確保

- 宿泊場所やトイレ・食事の確保が出来なかった、という施設もあり
- 施設職員を休ませることも必要であり、そのための人的支援を受け入れる体制づくりが重要

外部応援職員のマネジメント

- 応援職員の受入れについては、何をすればよいか分からない方もいたため、コーディネートする人が必要
- 支援を考える際に、どの支援者にどこの業務を行ってもらうのかといった調整は重要

指針に新たに記載する内容

現行指針には、外部応援職員による支援の記載がなかったため、新たに記載

<記載内容>

- 業務継続に必要な職員の確保や被災している職員の負担軽減のため、外部応援職員を受け入れる体制を整備しておくこと。

(対応例)

- 宿泊場所の確保・・・簡易テント、段ボールベッド
- トイレ、食事の確保・・・使い捨てトイレや非常食は、入所者、職員とは別に想定し、備蓄する
- 依頼する業務の切り分け、利用者の情報の整理等

- 平時から当該施設職員が担う業務、応援職員に担ってもらう業務を整理しておくことが重要。

- また、応援職員については、短期間での派遣が繰り返されることが想定されることから、引継ぎが円滑に行えるような調整※が必要である。

※ 派遣要請時に、応援職員の引継ぎが可能なシフトの提示、施設における応援職員の業務マニュアルの整備 等

第1回委員会の議論

職員の人材育成

- 研修や訓練について、専門家からの助言を受けたいとの施設からの意見あり
- 訓練を通じて、防災担当者が防災計画等を理解していたことにより、初動対応はある程度機能していたという施設もあった
- ◎ 支援先にもなる周囲（地域）と、平時の関係性を作っていくことが重要
- 防災人材の育成については、BCPの理解、福祉避難所の運営支援など、体系化して進めることが有効
- 人材育成や受援、応援体制について、地域や団体の中でも整理していく必要がある

災害時の労務管理

- 職員を働かせすぎないように、人の確保・応援体制を「見える化」することも重要

指針に新たに記載する内容

職員の人材育成や労務管理への対応に関する記載を追加

<記載内容>

- 研修・訓練について、日頃から付き合いのある施設と共同で実施することも災害時の協力体制整備のきっかけづくりとして有効
- 地域住民や市町の防災・福祉担当課、消防その他防災関係機関の協力を得て訓練を行い、訓練に対する意見を聴取することも有効
- 災害時情報共有システムの入力訓練や地域の防災訓練などに施設職員が参加する等、機会を捉えて災害に関わる人材を増やす等の取組も有効
- 発災後できる限り迅速に出勤可能な職員の把握をした上で、施設の被災状況に応じ、重要業務の継続のための勤務シフトの作成等を行い、必要に応じて外部へ応援要請を行うなど、職員の労務管理に注意することが必要

第1回委員会の議論

リスクに応じた備蓄

- 下水（トイレ）について、備蓄を想定していない施設が多かった
- 上下水（給水、トイレ）の確保に約10日かかった施設あり
- 食事や排泄関連の物資について、2週間程度確保できない状態が続いた施設あり

事前のリスト化

- 地震や水害といった災害の種類によって、リスクも異なり、物資やヒトの供給体制も違ってくる。
- ◎ 被災時には、物資確保に係る情報共有を正確に行うことが重要。平時からリスト化し、物資要請を円滑に行えるようにする必要あり

指針に新たに記載する内容

各施設の環境に応じた備蓄量の検討の必要性と、備蓄品の把握・整理の必要性について新たに記載

<記載内容>

- ライフラインや物資補給が途絶した際の備蓄については、自施設の災害時のリスク（施設の立地、利用者の状況）に基づいた備蓄となるよう各施設において必要な量について検討すること。
- 令和6年能登半島地震において、食事や排泄に関わる物資が入手困難となった施設が多かったことから、2週間程度の備蓄が必要となることに留意すること。
 - 【食事】嚥下機能が低下した方への食事（ミキサー食やソフト食等）、とろみ調整剤、高カロリー食品（経腸栄養剤）、アレルギー対応食品
 - 【排泄】尿取りパッド、紙おむつ、トイレ処理用凝固剤
- 日頃から、自施設の防災機器や非常用食品の備蓄状況を把握しておくとともに、災害に応じた備蓄品のリストをあらかじめ作成するなどしておく、災害時に迅速な受援計画の作成や情報共有が可能となる。

第1回委員会の議論

職員・物資の充実

- 開設できなかった理由として、人員不足、物資不足、運営マニュアルや訓練の未実施等があげられる。

- 指定されている施設は、平時から、開設に関する段取り、必要なものなど、予め備えておく必要がある

マネジメント人材の養成

- 福祉避難所を立上げるには、マネジメントを行う人材が必要。

指針に新たに記載する内容

近隣の要配慮者の受け入れが必要になる場合など福祉避難所としての役割を担うことを想定した人的・物的支援の内容について新たに記載

<記載内容>

- 福祉避難所は、自施設の事業継続が前提となり、外部からの要配慮者の受け入れによる人手不足や物資不足が発生することが見込まれるため、応援職員の派遣の受け入れの想定や物資の備蓄等を通常以上に行うことが望ましい。
- 所在市町と、平時から福祉避難所開設の際に、人や物資などどのような支援が受けられるのか、協議、確認しておくことが重要
- 福祉避難所に指定されている施設においては、外部応援職員への指示出しや行政等への物資手配など福祉避難所の運営をマネジメントできる人材の育成を行うことが望ましい。

第1回委員会の議論

施設間などの連携

- 大規模災害の場合は近隣施設も被災している可能性が高く、協定が機能しない。
- ◎ 広域ごと、地域の小単位でのネットワーク等、連携の枠を多重に整えることが重要
- ◎ 小規模施設単独では災害に対応することが難しいため、地域を一つのパッケージとして、他業種や事業の大小も含めて得意分野・役割を出し合った連携体制を構築することが必要

地域との関わり

- ◎ 災害時に地域住民の協力や支援が得られるよう、平時から地区防災計画等（地域住民等が策定する自発的な防災活動に関する計画）の中に施設が位置付けられることが重要である。

指針に新たに記載する内容

行政・地域・他施設等との連携の方法について新たに記載

<記載内容>

- 地域内における連携の他、所属する種別協議会・団体等との連携や域外の施設との連携を図るなど、大規模災害時に連携協力が十分に機能するように連携を多層的に考えることが必要である。
- 小規模事業者は人員が少なく、単独で対応できることに限界があることから、災害時における役割について、施設間で役割をあらかじめ分担しておき、平時より研修・訓練を共同で開催するなど災害時にスムーズに対応できる体制を整えておくことも有効である。
- 地区防災計画のある地域においては、災害時に地域住民の協力や支援が得られるよう、相互支援を前提に地区防災計画の作成に関わるなど、平時から地区防災計画の中に施設が位置付けるための取り組みを行うことが望ましい。

第1回委員会の議論

障害特性に応じた対応

- 利用者間のトラブル回避のため、障害に配慮した生活場所の区分けも重要
- 利用者の特性により、他施設への避難は困難な場合もある。

業務分担における注意点

- ◎ 障害の特性により、属人性の高い業務が生じることがあるため、業務の割り振りも非常に重要。

支援者の支援

- ◎ 職員や家族を支援の対象として捉えていく必要がある。

障害者の日中等の居場所確保

- ◎ 通所施設において支援を受けている方の災害時における日中の居場所を確保していくことも重要である。

指針に新たに記載する内容

障害特性に応じた対応方法の必要性や通所施設利用者への支援について新たに記載

<記載内容>

- 様々な障害のある方の受入を想定し、主に福祉避難所では、個室や他の要配慮者と別のスペース等の確保が望ましい。
- 障害特性が類似している施設間で、避難訓練や福祉避難所運営訓練を共同で実施する等、日頃から相互に支援する体制を構築することも有効
- 利用者の障害特性により対応が可能な職員が限定される場合があるため、発災後の業務分担を事前に検討する場合は、属人性の高い業務を可能な限り想定しておくことが必要
- 通所施設利用者の場合は、家族が対応することが想定されるため、家族への支援も必要なことに留意すること。
- 通所施設利用者の発災後の日中の居場所を確保するという観点から、日中のみ、夜間のみといった福祉避難所の開設を想定することが求められる